

## 1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日）

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要である。

（いじめの防止等のための基本的な方針 平成29年8月10日）

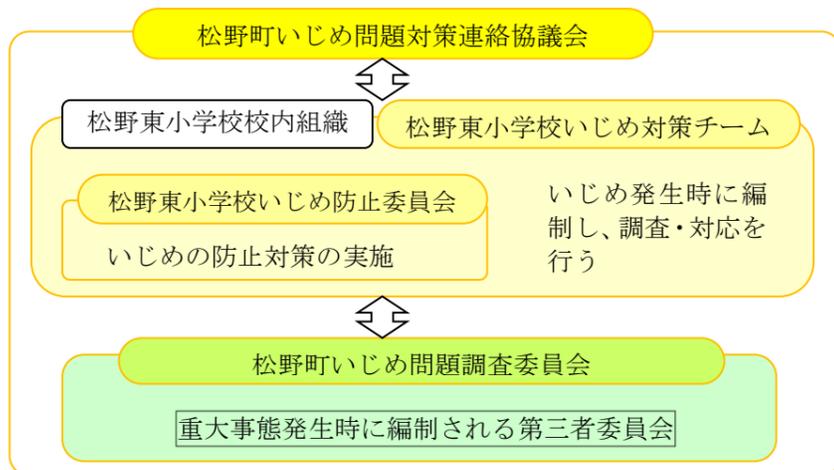
松野東小学校では、「いじめ」に対し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」「組織的対応」に的確に取り組めます。

次の「いじめ」についての共通認識のもと、「いじめ」のない学校をめざします。

- ① いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- ② いじめは、どの児童にもどの学校にも起こり得るものである。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である（3か月は見守る）。
- ⑧ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれ

## 2 いじめ防止委員会の設置といじめ対策チームの編制

いじめの防止等に関する取組を、具体的・実効的に行うため、校内に校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、スクールソーシャルワーカーによる「松野東小学校いじめ防止委員会」を設置します。また、いじめが発生した場合は、全教職員で「松野東小学校いじめ対策チーム」を編制します。重大事態等、いじめの状況に応じて町内の組織に協力を求めます。



## 3 いじめの未然防止

松野東小学校は、生徒指導、人権・同和教育、集団づくりの理念を大切に、次のことを実践します。

- ① 学級経営の充実
  - ア 児童に対する教師の受容的・共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合い、協力し合う学級を作る。
  - イ 正しい言葉遣いやあいさつができる集団を育てる。
  - ウ 学級のルールや規範を定め、児童が守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また、粘り強く毅然とした指導を徹底し、教師自らが範を示す。
  - エ 定期的に行う学校生活アンケート、教育相談、児童の欠席・遅刻・早退の回数、表情や体調の変化、保護者との相談などから、兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。
  - オ 児童や保護者、地域のアンケートの声を生かした学級経営になっているか定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめる。
- ② 授業中における生徒指導の充実
  - ア 確かな学力の定着と向上を目指し、互いに認め合い、協力し合う授業づくりをすすめる。
  - イ 「楽しい授業」「分かる授業」を通して児童の学び合いを保障する。
  - ウ 集団へのかかわりに消極的な児童には、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるように配慮する。
- ③ 道徳教育の充実
  - ア 自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深くかかわりのある題材を取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。
  - イ 道徳の時間の振り返りを推進し、全教育活動で仲間を大切にす道徳的実践力を育てる。
- ④ 学級活動の充実
  - 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題を学級全員で解決を図るとともに、いじめの問題等に直面した時の対処の仕方を身に付けさせる。
- ⑤ 学校行事の工夫
  - 児童の達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られるようなファミリー班活動や全校活動を企画し、行う。
- ⑥ 児童会活動の工夫
  - 楽しい学校を作るため、児童が主体となってあいさつ運動やいじめ問題の予防と解決に取り組む。
- ⑦ 生命尊重やいじめ防止を目的とした取組の充実
  - 生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組を児童の発達段階に応じて具体的に挙げる。
- ⑧ 情報モラル教育の充実
  - 家庭と連携しながら、教科指導の他、道徳、学級活動などの中でも関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。
- ⑨ 配慮を要する児童へのいじめの防止
  - ア 児童一人一人の実態を把握し、正しい理解と認識のもと、周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。
  - イ 児童一人一人を認める温かい言動に努め、誰もが安心して学校生活を送ることができるようにする。

## 4 いじめの早期発見

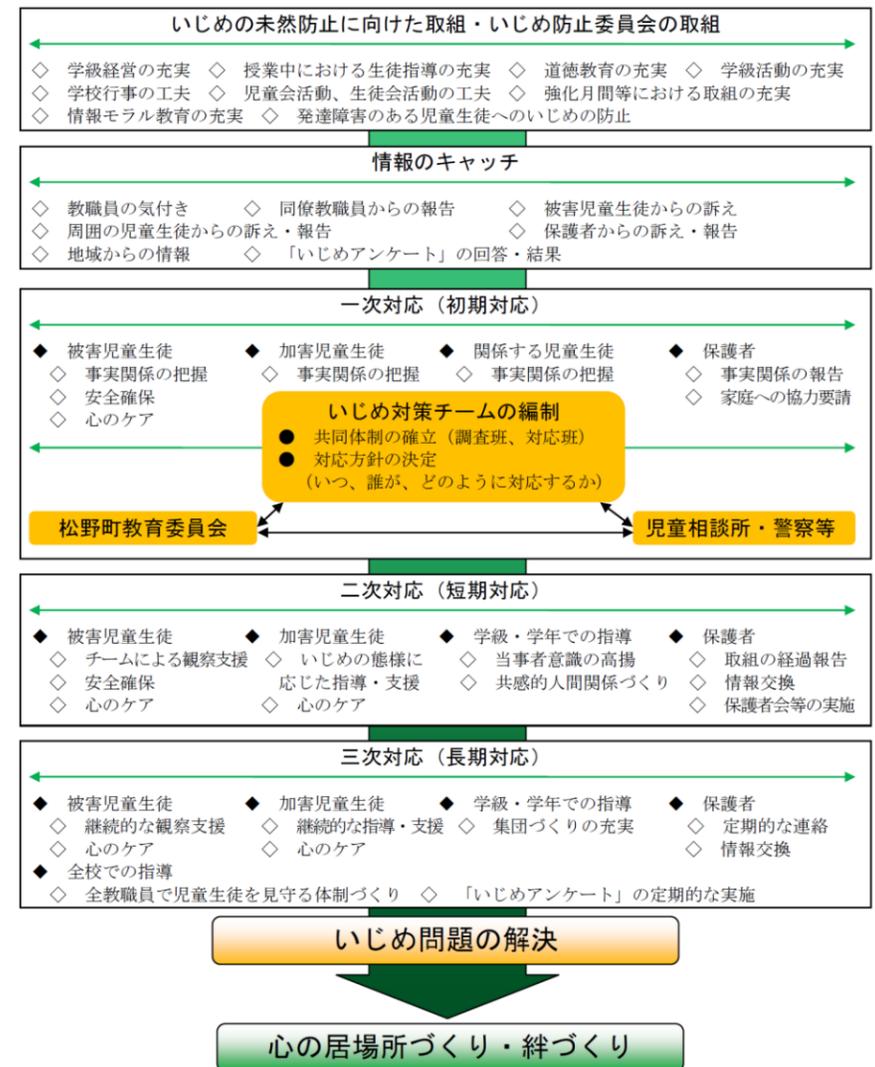
いじめは大人の見えないところで行われていること、親に心配をかけたくないなどの心理から、いじめられている本人からの訴えは少ないことが考えられ、いじめは見えにくいものです。次のことを通じて、いじめの早期発見に努めます。

- ① 教職員と児童との日常の交流を通しての発見
- ② 複数の教職員の目による発見
- ③ アンケート調査の実施と分析
- ④ 教職員・SSW等で教育相談を通じた実態把握

また、いじめの態様と抵触する可能性のある刑罰法規を知ることが、未然防止、早期発見のためにも大切です。

- 冷やかしかからかみ、悪口や脅し文句、いやなことを言われる [脅迫、名誉毀損、侮辱]
- 仲間はずれ、集団による無視  
※ 刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする [暴行]
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする [暴行、傷害]
- 金品をたかられる [恐喝]

## 5 いじめの早期対応・組織的対応



いじめ問題の早期解決のために、事実関係の把握をしっかりと行います。

① 聞き取るべき内容等、留意すべきことを確認する。

- ◇ 誰が誰をいじているのか？ [加害者と被害者の確認]
- ◇ いつ、どこで起こったのか？ [時間と場所の確認]
- ◇ どのような内容のいじめか？どのような被害を受けたのか？ [内容]
- ◇ いじめのきっかけは何か？ [背景と要因]
- ◇ いつ頃から、どれくらい続いているのか？ [期間]

※ 当事者のみならず、第三者、保護者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、必ず複数で行う。

② 事実確認は、被害、加害、関係する児童を個別に同時進行で行う。

※ 「事実確認」と「指導」を明確に区別する。

③ 聞き取った情報を一元化し、「いじめの背景」「児童の心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

※ 徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応が重要である。

また、該当児童、保護者への対応には、十分に配慮します。

◆ 被害児童に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

◆ 加害児童に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

◆ 周りの児童に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学年及び学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学年・学級・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

◆ 被害児童の保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意して、どんな些細なことでも相談し合うよう伝える。

◆ 加害児童の保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

6 重大事態への対応

松野東小学校いじめ対策チームの調査により、重大事態と認められるとき、校長は「松野町いじめ問題調査委員会」の設置を松野町教育委員会に求め、必要な調査ができるよう連携を図ります。

いじめ問題の解決に向けては、透明性、公平性、中立性を重視します。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日)

また、学校教育法の規定に従い、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に、当該児童に対して懲戒（体罰とは異なります）を加えることができます。さらに、指導の効果があがらず、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、教育委員会は、加害児童及びその保護者に対して、出席停止の措置を速やかに講ずることができます。その他、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について、保護者との協議を行い、弾力的に対応します。

いじめが解消している状態とは、いじめに係る行為が少なくとも3か月は止んでいることや被害児童やその保護者が心身の苦痛を感じていないこととし、その後も日常的に注意深く観察します。

7 いじめ問題への具体的な指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、次の年間の指導計画のもと、学校全体でいじめ問題に取り組みます。

月	活動内容
4月	・松野東小学校いじめ防止委員会設置 ・校内研修会（松野東小学校いじめ防止基本方針の確認） ・PTAへ文書配布により方針説明 ・年間指導計画への位置付け・学級集団づくり・ファミリー班での集団づくりなど
5月	・松野東小学校いじめ対策チームの編成 ・学校運営協議会
5月～3月	・仲間づくりなどの活動 ・学校生活アンケートの実施（月1回） ・教育相談（月1回以上）
8月	・夏季休業中の校区巡回・個別指導
12月	・冬季休業中の校区巡回・個別指導
2月	・学校運営協議会
3月	・今年度の活動のまとめ・次年度の計画

8 いじめで困ったら、まず相談

松野東小学校以外でも、いじめに関する相談を受け付けています。

松野町教育委員会	42-1118	月～金曜日 8:30-17:15
愛媛県総合教育センター	089-963-3986	月～金曜日 8:30-17:15
いじめ相談ダイヤル24	0570-0-78310	24時間受付

【保護者・地域の皆様へ】

-5-

# 令和5年度 松野東小学校いじめ防止基本方針



## 松野町立松野東小学校

〒798-2111 北宇和郡松野町吉野 2160 番地 1

TEL(0895)42-0010 FAX(0895)42-2081

<http://matsunohigashi-e.esnet.ed.jp/>

私たちの教育活動を発信しております。